

平成 27 年 9 月 11 日
午後 3 時 30 分
第 4 委員会室(中層棟 4 階)

第 2 回 吹田市総合教育会議

次第

- 1 教育の大綱について
- 2 緊急時の招集について
- 3 教育委員会の所管業務の見直しについて
- 4 重点的施策について

配布資料

- 資料 1 「吹田市の教育の大綱」(案)
- 資料 2 緊急事態への対応 (案)
- 資料 3 学校教育の充実に集中するための組織改正 (案)

「吹田市の教育の大綱」(案)

1 「吹田市の教育の大綱」について

「吹田市の教育の大綱」は平成27年4月に改正された「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の第1条の3に基づき、本市の教育行政を推進するための基本方針として策定するものです。

2 理念

「今 吹田から ^{あす}未来の力を

～^{いのち}生命かがやき ともにつながり ^{ひら}未来を拓く吹田の教育～」

すべての人々が生命をかがやかせて、人や社会とつながりながら、今を確かに生き抜き、近い将来を含めて、未来を拓く吹田の教育を進めます。

3 基本目標について

本市の教育を推進するために、以下の3つの基本目標を定めます。

基本目標1 総合的人間力の形成 ～学びを高め、健やかな心と体を育む教育～

小中一貫教育を基本として、子どもたちの確かな学力、豊かな心と健やかな体(総合的人間力)を育むとともに、すべての人々が生涯にわたって学び、楽しみ、個性や能力を発揮しながら自己実現を図る社会をめざします。

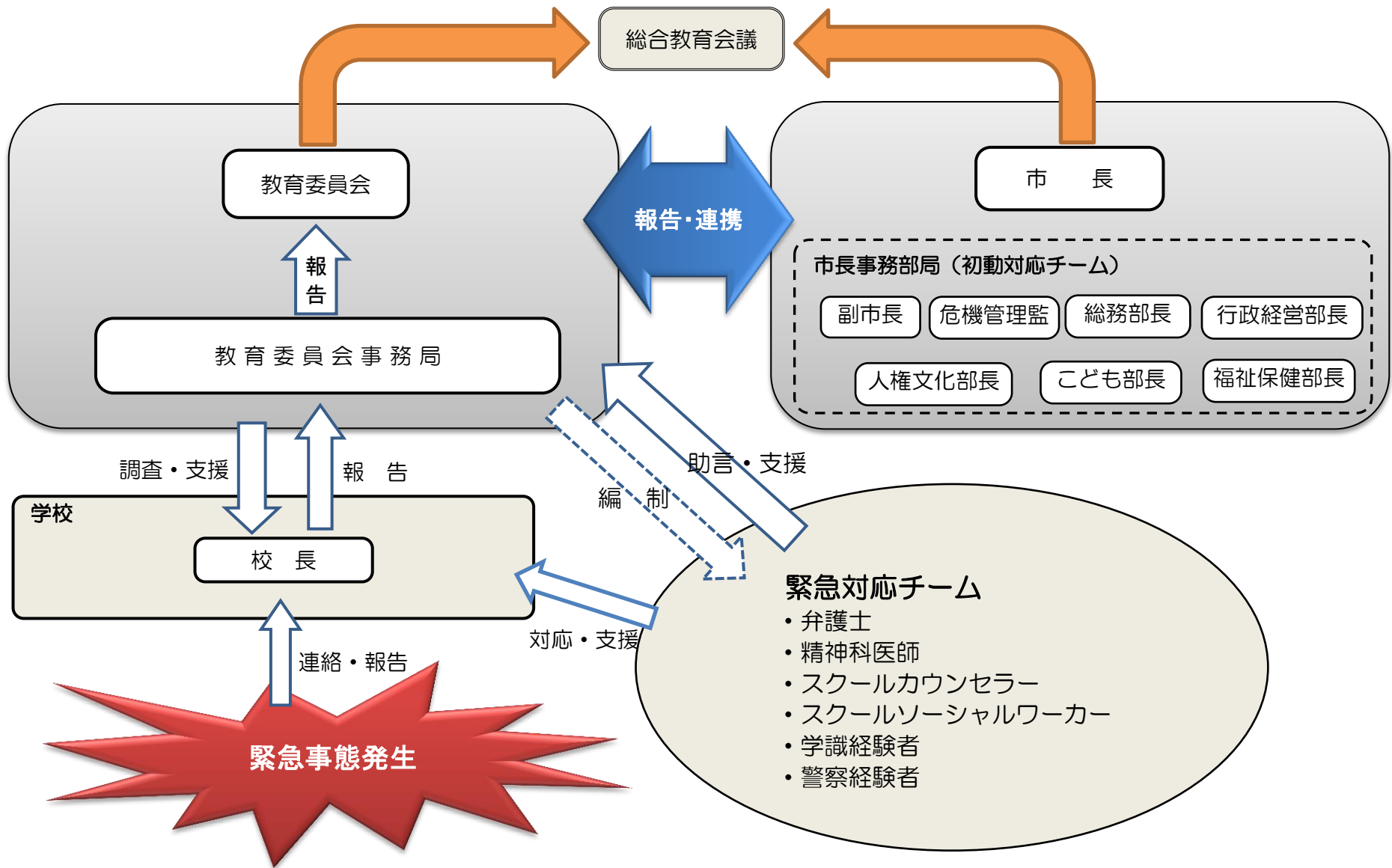
基本目標2 社会全体の教育力の向上 ～支え合い、地域とともに歩む教育～

家庭、学校、地域、関係機関など多様な主体が、互いに連携・協力して、教育課題を共有しながらその解決を図り、地域に根ざした質の高い教育の創造をめざして社会全体で教育力の向上に取り組みます。

基本目標3 豊かな教育環境の創造 ～豊かな学びを支援する教育環境～

安心と安全のもと豊かな空間で学び、生活できるように学校施設・社会教育施設・スポーツ施設の整備を図るとともに、信頼と責任のある教育環境を創造します。

緊急事態への対応(案)



学校教育の充実に集中するための組織改正(案)

